

# 税理士さん お願いします！

赤松税務会計事務所  
税理士 赤松由里子

**Q** 父が急死。いったんは母に全額相続が有利？

(納税資金の余裕、母の財産、年齢によって対策が違ふといわれますが、一時相続はどう分配するのが有利ですか?)

**A** 今回(父の相続)の相続税額を最も少なくするためには、母の相続財産を法定相続分以上又は1億600

0万円以上のいずれか多い金額にし、配偶者の相続税額の軽減の適用を受けることで、相続税を最少にすることができます。しかし、父の相続に続いて第二次相続(母の相続)が発生しそうな場合には、母が今回の相続でどれだけ財産を相続すれば有利になるかは、今回と第二次相続を通算して判定する必要があります。

第二次相続を通算した場合の相続税額は、父の遺産額や法定相続人の構成の他、母固有の財産の有無や第二次相続までの期間によって大きく異なります。例えば、母に多くの固有財産がある場合は、母は父からの相続を受けないほうが通算すると有利となる場合があります。

相続する財産の種類を選択する際は、現金預金など消費される財産や居住用不動産を母が相続し、継続して安定収入が得られる賃貸用不動産を子が相続すれば、将来の不動産所得を子供に移転することが出来ます。また、細分化できない不動産や株式などは、特定の相続人が単独でその財産を取得し、他の相続人には、その代償財産相当分の金銭を支払う代償分割の方法が利用できます。

このほかにも、相続税の課税の特例には、様々な選択肢がありますので、個別の事例については、専門家にご相談ください。

**Q** 子供2人。生前贈与の有利な使い方を教えてください。

(暦年贈与、相続時精算課税制度(親子間の生前贈与)など贈与に関する特例とその使い方を教えてください。)

**A** 子供への生前贈与は、暦年贈与と相続時精算課税制度のいずれかを選択できます。暦年課税は長期間にわたり計画的に贈与する場合に有利になります。相続時精算課税制度は、贈与財産は贈与時の課税価格で相続時に合算して計算されるので、将来値上がりが見込まれる財産や収入を生む財産を贈与すれば相続対策になります。

暦年贈与は、相続開始前3年以内の贈与を除き、相続財産に加算されないため、相続財産の総額を減らさ

せることができます。毎年110万円の基礎控除枠を利用しながら少額の贈与を長期間にわたって行うと効果的です。

相続時精算課税制度は、65歳以上の親から20歳以上の子への贈与について、2500万円まで贈与税がかからずに贈与でき、2500万円を超えた分については一律20%の税率となります。(住宅取得資金の贈与については、親の年齢制限はなく、非課税枠も3500万円)

相続時には、贈与財産は、贈与時の価格で相続財産に加算して相続税額を計算し、すでに支払った贈与税額を控除します。そのため贈与財産が値下がりしている場合などは、本来支払うべき相続税より高い税金を払うことになる場合があります。

この制度は、親ごとに選択可能ですので、父からの贈与は精算課税を選択し、母からの贈与は暦年贈与とすることが出来ます。一旦、精算課税を選択すれば暦年贈与は利用できなくなりますので、うまく組み合わせ活用してください。